

## 令和4年度 第2回 筑紫野市子ども・子育て会議 議事録

開催日時：令和5年1月30日（月）18:00～

会 場：筑紫野市役所504会議室（5階）

出席委員（順不同）：大西委員、秦委員、染原委員、渡邊委員、鳥谷委員

船本委員、花園委員、宇田川委員、樂満委員、瀧本委員

欠席委員：佐々木委員

傍聴者：なし

### ■次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 委員長、副委員長 選出

5. 訪問

6. 議題

- 1) 第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて
- 2) 第1回筑紫野市子ども・子育て会議（書面会議）の結果について
- 3) 小規模保育事業所の認可・確認について

7. その他

8. 閉会

## 1. 開会

### 2. あいさつ

健康福祉部子育て支援課長 岡嶋が行った。

### 3. 自己紹介

委員及び事務局より自己紹介を行った。

### 4. 委員長、副委員長 選出

立候補者無しのため、事務局案として委員長を大西委員、副委員長を船本委員に依頼し承認された。

### 5. 訪問

事務局より、委員長へ訪問書「筑紫野市子ども・子育て支援事業について」を提出した。

事務局より、議題に入る前に子ども・子育て会議の目的を説明した。

### 6. 議題

#### ① 第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

##### ○事務局

第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という)の見直しについては、内閣府より見直し基準が提示されており、その基準に基づき数値の変更を行っている。中間見直しの要否については①中間年(令和4年度)を目安に必要な場合に見直しを行うこと、②実績値と量の見込みを比較し10%以上乖離がある場合に見直しを行うこととされている。

第2期事業計画(の策定当時)は、市民アンケート調査によるニーズ量を計画数値に反映させていたが、新型コロナウィルス感染防止による利用控え等により実績値と量の見込みが大きく乖離しているところがある。見直しを行った項目は、1~3号認定こども、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業(幼稚園型、その他)、放課後児童クラブ。

今後は、令和6年度からの第3期事業計画策定に向け、令和5年度にアンケート調査を実施するが、現時点での方針は「実績値を基に実量の見込みを算出すること」としているため第3期事業計画も実績値ベースを見込む予定である。

また、令和5年4月から「こども家庭庁」の発足、令和6年4月から「こども家庭センタ

一」の発足が努力義務とされている。まだ、国から詳細はおりてきていがないが、こども基本法に基づく「こども計画」と第3期事業計画を一体として作ることになる。今後、各種情報には注視していきたい。

○委員長

事務局の説明について、質問や意見があればお願ひする。

○委員

第3期事業計画は実績値を見込むとされているが、(コロナ禍における) 少ない数値を見込むのか。コロナが緩和されていくので、第3期事業計画はニーズ調査を基に数値を出すのが良いではないか。

○事務局

現時点では実績値ベースでの策定とされているが、今後の検討課題としてご意見を受け取りたい。

○委員

数値が少なすぎて受けられるものも受けられないことにならないよう設定をお願いしたい。

○委員

保育士が不足していることを保育所から聞いている。正規職員の保育士の人数が長いこと変わっていない。その点、しっかりとと考えていかないと子どもたちは居場所がない。待機児童が多く、子どもを預けるところがなければ保護者は仕事ができない。乳幼児の保育がどれだけ大事なことか考えてもらいレベルをあげる必要がある。

また、先生たちの育休、産休といった環境も整え、それらをいつまでも補える環境が必要。先生たちが楽しく働ける職場が一番子どもたちに返ってくるところであると思うのでよろしくお願ひしたい。

また、マスクにより先生の顔を子どもは見ない。言語というのは口を開けて喋ること。その点先生たちがどう関わっていくか考えてもらえばこれからの子どもたちのためになるのでよろしくお願ひしたい。

○事務局

(公立保育所に関しては) 人員増を現実としてどこまでできるかという点はあるが、ご

意見として受け取りたい。

○委員

事業の見込みについて、風呂敷を広げても実際は少なかったということもあり、大変難しいと思う。社会情勢も変わるので、ある程度の前後の幅を設定する方が現実的であり、近いところになるのではと思う。

○委員長

他になければ、議題1について了承ということでおろしいか。⇒了承

2) 第1回筑紫野市子ども・子育て会議(書面会議)の結果について

○事務局

書面会議の議題のうち、「子ども条例及び子どもの相談窓口の周知」について、皆様からのご意見を掘り下げたい。

今までの子ども条例の周知・啓発は、子どもや保護者に対しては主にチラシの配付やポスターの掲示を行い、一部の団体等には研修会を行った。

認知度の検証については、平成31年に約2,700名にアンケート調査を行い3人に2人は「条例を知らない」という結果になった。

書面会議では皆様から「チラシを配付する際、担任から丁寧に説明する」「チラシ配付だけではなく子どもや保護者、教師等にもきちんと中身を伝える」「まずは学校で伝える」といった研修や学びの機会が必要だというご意見があった。このような機会を作っていくためにはどのような手順を踏んでいけばよいか、どういう方法だと充実した周知につながるのか、子ども向け及び教職員向けの学習それぞれについて小中学校の委員に教えていただけたらと思っている。

○委員長

渡邊委員(小学校長会)、この件についてご意見いただけたらと思う。

○委員

子ども条例を広めるにあたって、子どもがチラシをもらうだけではなく担任の先生がしっかりと伝える必要がある。しかし、担任の理解によってはどのくらい説明が届くのかということもある。小学校の場合、子育て支援課でプレゼンテーションの動画等を作り、子どもに視覚で訴える方が食いつくと思う。5分程度のスライドで説明すると伝わる。

また、全市的に同じものを使えば差が出ない。市が作ったものに担任が説明を補充で

されば児童生徒に伝えることが出来るのでありがたいと思う。

○委員長

船本委員（中学校長会）からもご発言お願いする。

○委員

中学校においても長くなくてよいので分かりやすく視覚で捉えるものであるとよい。

○委員

教職員向けの周知の場合、教職員向けに作ってもらえば夏休み期間で研修が出来る。ペーパーであっても校長会で広めてもらえばよい。まずは教職員が知らないと実現できない。

○事務局

教職員向けの資料を校長会でお渡しすればそれを学校で広めてもらえるということか。

○委員

校長会で伝えれば、学校で職員に説明し、次に子ども向けの動画があった時に担任から補足の説明をすることができる。

○事務局

夏休みに研修をするなら、校長会にはどれくらいの時期におろせばよいか。

○委員

6~7月である。

○委員長

説明する大人が知っていないと子どもに説明しにくいところがある。

○委員

「こんな条例がありますよ」だけではなく、実際にこの条例があることで子どもにどんな利益があるのか、こういう得があるといった自分の身になるような作り方をするとよい。困ったことがあつたらこれを使おうという作り方がよい。

○委員長

鳥谷委員（小学校 PTA）、保護者向けの周知についてもお尋ねしたい。

○委員

目線を変え、子どもたちが保護者に説明する方が親子の会話にも繋がる。また、先生が子ども達に説明する時に「保護者にも説明してくださいね」と伝えることで子どもも真剣に聞くようになればよいと思う。

学校やPTAのホームページで資料を載せ周知するというのもある。インスタグラムやフェイスブックもしている。色々な方法を使って周知すると良いと思う。

○事務局

PTAの定期的な集まりがあっているか。

○委員

コロナで開催されていなかったが、小中学校で、または小学校だけの集まりがある。また、学校を通じてPTAに配付する方法もある。

○事務局

ご意見ありがたい。持ち帰り協議したい。

筑紫野市次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会という府内委員会でも同様に議論したが、保育所や保育士への周知も必要というご意見が出た。そのような研修の場や保育所だよりの活用等、アドバイスいただけたらと思う。

○委員長

秦委員（幼稚園長会）にご意見伺いたい。

○委員

幼稚園の場合は年1回、市内の私立幼稚園が集まる研修の場があるので、資料があればそれぞれの園長に説明することができる。

○委員長

花園委員（保育所・園長会）にご意見伺いたい。

○委員

保育士に対しての周知は大事なことだと思う。園長会にて周知していきたいと思う。

○委員長

宇田川委員(保育所保護者会)、保護者向けについてご意見伺いたい。

○委員

乳幼児家庭教育学級や4公立合同学習会で話をしてもらうとよい。乳幼児家庭教育学級はそれぞれの活動を保育所で行っているので開校式の際に、乳幼児家庭教育学級の大切さにプラスして、こういう条例があることを説明するとよい。役員も学習会をしながら保護者に伝えていく。

また、児童会で子ども達に説明し、子ども達が「自分達は守られているからこういう行動をしよう」「学校でこんなことがあったからここに相談しよう」「自分達には何ができるだろう」といった、行動に移し成長できる子ども達を育てていけたらと思うので、そのような活動がある学校に話しながらやっていけたらよいと思う。

○委員長

子どもが自分で SOS を出し、繋がっていくことが重要である。是非そういう機会があると良いと思う。

○事務局

たくさんのご意見ありがたい。他にご意見があればお願ひしたい。

○委員長

宗像市では子どもの権利救済の相談員が学校に出前相談している。相談会とは言っても、交流会のように一緒に遊んだりする中で、権利救済委員のことや子どもの権利の周知を行っている。宗像市は子どもの権利条例や権利救済委員に関する子どもの認知率は8割方ある。アウトーチしていくことが大事。

議題2については了承でよいか。⇒了承。

3) 小規模保育事業所の認可・確認について

○保育児童課

令和4年4月からいきいき保育園が開園し、待機児童数は100人台⇒31人となった。31人は0~2歳児である。そこで、令和5年4月から「小規模保育事業A型」を開始予

定。これは0～2歳までを対象とした定員6～19人までの施設として定義があるもの。そこで、児童福祉法第34条の15第4項並びに筑紫野市家庭的保育事業等の認可に関する規則第4条及び子ども・子育て支援法第43条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日新規開設予定の小規模保育事業所に係る認可及び利用定員について、筑紫野市子ども・子育て会議の意見を伺うということで今回議題にあげている。

小規模保育事業A型は「キッズキッズ保育園二日市」(定員19人(0歳3人、1歳8人、2歳8人))「ちくし野こども保育園」(定員19人(0歳6人、1歳6人、2歳7人))の2施設開始予定。筑紫野市は初めてであるが小規模保育事業A型を行い待機児童0を進めていきたい。

#### ○委員長

質問や意見があればお願いする。

#### ○委員

小規模保育は3歳になれば保育所を変わらなければならない。その受け入れをどこでするか課題。

#### ○保育児童課

連携施設の設定や、(入所するための)点数加算がある。

#### ○委員

保育所が変わると兄弟ばらばらになったり家から遠くなり困ることがある。

また、保育現場は色々な事件がある。権利が保障されていない部分がある。そこで働く者も預ける者も歪が出来て事件が起きてくる。園長は保育のことをよく知らないとか運転手だけやっていた、等行政的な責任もある。子ども達、働く人達が守られるようにしてほしい。

#### ○保育児童課

認可保育園は福岡県が認可するが、小規模保育事業は市が認可する。市に責任が出てくるため頑張ってやっていきたい。

#### ○委員

2施設の0歳児の受け入れ数が違うが、待機児童31人を網羅できるのか。

○保育児童課

マッチングの問題や待機児童数の定義の中であてはめていくため、今の段階では何とも言えない。

○委員

出来れば0歳児から預けられる枠が増えれば共働きの保護者は安心できると思う。

○委員

保育士が必要だと思う。筑紫野市は全国的にも待機児童数が多かったが、現在の31人というのは大分少なくなったのでは。

○保育児童課

今までと比べれば減ったが、31人はまだ多い。空いている枠をどう扱っていくか、所属のない子も週2回預けられたらいいね、といった議論は全国的に起こりつつあるが、筑紫野市とは少し乖離している部分がある。

○委員

筑紫野市は人権を大切にしているからこそ、先生達、子ども達の人権を守れるような保育を期待している。

○委員長

議題3については了承でよろしいか。⇒了承。

本日の議題は以上となる。答申書については、委員長と事務局で作成する。

7.その他

○事務局

他に何かあればお願いする。⇒特になし

8.閉会